

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 25 年 10 月 16 日定例教育委員会が、木曾川庁舎第三会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

第 56 号議案 平成 26 年度教職員定期人事異動方針について

第 57 号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について

第 58 号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について

第 59 号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱並びに委嘱について

第 60 号議案 「子ども読書のまち宣言」について

第 61 号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

2 出席委員

河合委員長 關戸委員 川合委員 光寄委員 中野教育長

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第 15 条の規定により出席したものの職氏名

服部教育文化部長 太田教育文化部次長 杉山中央図書館長 土本博物館長 高崎総務課長 石原学校教育課長 内田学校給食課長 野田生涯学習課長 吉田スポーツ課長 安達教育指定管理課長 志知図書館事務局長 神田博物館事務局長

5 同上規則第 17 条の規定により書記として出席したものの職氏名

平松総務課副主監 平野総務課主査

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

委員長（午後 1 時 30 分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、10 月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を川合委員と光寄委員のお二人にお願いいたします。それでは、9 月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各 委 員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、9 月の定例教育委員会の会議録について承認いた

します。それでは本日の議案の審議に入ります。第56号議案 平成26年度教職員定期人事異動方針について、ご説明をお願いいたします。

石原学校教育課長

第56号議案 平成26年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

前年度から変更したところがありますか。

石原学校教育課長

ありません。前年度と同じです。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第56号議案 平成26年度教職員定期人事異動方針について原案どおり可決いたします。続きまして、第57号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について、ご説明をお願いします。

安達教育指定管理課長

第57号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮地域文化広場・尾西文化広場指定管理者選定委員会において、一宮地域文化広場及び尾西文化広場の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

次点交渉権者の項目の説明をお願いします。

安達教育指定管理課長

この共同事業体の構成は記載の2社からなっています。

委員

優先交渉権者ハマダスポーツ企画株式会社の概要を教えてください。

安達教育指定管理課長

現在、一宮地域文化広場、尾西文化広場の指定管理者を受託しています。

昭和59年に設立された会社で、主に施設運営の受託を運営業務としています。

一宮市の実績は、地域文化広場の他に、市の体育館施設を受託しています。

他市の実績では、豊橋市のアクアアリーナ豊橋、関市の武芸川健康プール、瀬戸市の瀬戸市市民公園北スポーツ施設、尾張旭市の東部市民センター・勤労福祉会館の指定管理者となっています。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第57号議案 一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について原案どおり可決いたします。続きまして第58号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について、ご説明をお願いします。

安達教育指定管理課長

第58号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市体育館施設等指定管理者選定委員会において、一宮市体育館施設等の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めするため、市長に申し出たいので本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

産業体育館のみが3年間となっていますが、理由を教えてください。

安達教育指定管理課長

従来から耐震上の問題があるとされているため、他の施設と同様5年間は無理であると判断し、3年間としました。この間に今後のあり方等が示されると思われま

委員

今回は応募が1社ですが、前回の状況を教えてください。

安達教育指定管理課長

前回は2社ありました。前回との変更点は、総合体育館が加わったことと指定期間が3年間から5年間になったことです。

委員長

3年間から5年間に変わった理由はありますか。

安達教育指定管理課長

一宮市の方針としては、指定管理期間は3年間から5年間とされ、今までは例外的に3年間としていたためです。業者は安定した運営ができるため長期間の方がよいと思われま

委員

管理期間中に契約破棄などの問題があった場合にどう対処されますか。

安達教育指定管理課長

選定委員会を新たに開催し処分を検討いたします。協定書に解除の場合のことが記載されておりますので、協定書の条項に則り行っていきます。

委員

管理運営上に不手際があった場合は指定管理解除事由に入っていますか。

安達教育指定管理課長

具体的には入っておりませんが、協定書の中の仕様書に業務内容が明記されていますので、反した場合は口頭、文書で注意をし、それでも改善されない場合は処分を検討することになります。

委員長

今までにこのようなことがありましたか。

安達教育指定管理課長

過去に1度あります。温水プール、テニス場、光明寺公園球技場を管理している指定管理者において、市の監査に基づく是正勧告がありました。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第58号議案 一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について原案どおり可決いたします。続きまして、第59号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱並びに委嘱について、ご説明をお願いします。

安達教育指定管理課長

第59号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、実績評価委員会委員の辞任届が提出されたため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

辞任の理由を教えてください。

安達教育指定管理課長

個人的な理由です。

委員

議案の2枚目で、「文化施設等指定管理者にかかる」と記載があり、1枚目には、「文化施設等」の記載がありませんが、これでよろしいですか。

安達教育指定管理課長

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱の中で、「文化施設等の実績評価委員会」と「スポーツ施設等の実績評価委員会」と細分化されておりますので、議案の2枚目は「文化施設等」と記載があります。1枚目は、全体のこのため記載は

ありません。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第59号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱並びに委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第60号議案 「子ども読書のまち宣言」について、ご説明をお願いします。

志知図書館事務局長

第60号議案 「子ども読書のまち宣言」について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、本市は、将来を担う子どもたちの心豊かな成長を促す読書環境づくりに取り組んできました。また、本年1月10日には尾張一宮駅前ビル内に、一宮市立中央図書館が開館しました。これを機に、子どもの時から読書に親しむことで、読書を基盤とした人づくり、街づくりを進めることを願い、子ども読書のまちを宣言することについて、市議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

今後はどのように展開される予定ですか。

志知図書館事務局長

現在は、案を練っている状態です。学校図書館と図書館事務局の連携をより深め読書活動が活発になるように考えています。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第60号議案 「子ども読書のまち宣言」について原案どおり可決いたします。続きまして、第60号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

受付番号第30号から第33号について後援内容説明。

野田生涯学習課長

受付番号第47号について後援内容説明。

吉田スポーツ課長

受付番号第37号から第39号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

スポーツ課 No. 38 で元スポーツ選手は誰ですか。

吉田スポーツ課長

元中日ドラゴンズの山崎武司さんと元プロボクシング・世界チャンピオンの畑中清詞さんの2人です。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第61号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報告事項

高崎総務課長

隣接校選択制受入人数枠についての決裁の報告について

石原学校教育課長

市長・中学校長との懇談会について

神田博物館事務局長

第13回もみじまつり（歴史民俗資料館）について

その他

高崎総務課長

11月・12月・1月・2月・3月の定例教育委員会の日程について、平成25年度市町村教育委員会研究協議会（第1ブロック）について、1月の給食交歓会について

閉会宣言

委員長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員